

●香川県告示第180号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成22年4月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町牛川字天尾	綾歌郡綾川町山田下字長田3574の6の一部
	綾歌郡綾川町牛川字大塚311の1及びこの区域に隣接する道路・水路である町有地の全部並びに字天尾255の1、292の5に隣接する道路・水路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町牛川字天尾277に隣接する字川原の水路である町有地の一部並びに字天尾277地先の道路である町有地の一部
綾歌郡綾川町牛川字川原	綾歌郡綾川町牛川字天尾275の3、276の2の一部、276の3、280の4、297の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である町有地の一部
	綾歌郡綾川町山田下字長田3572の4に隣接する水路である町有地の全部
綾歌郡綾川町牛川字泉谷	綾歌郡綾川町牛川字泉谷724、字小原809の2に隣接する道路である町有地の全部
綾歌郡綾川町牛川字小原	綾歌郡綾川町牛川字泉谷711の6の一部、722の一部、724の一部、726の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の一部